

国立大学法人京都大学教職員給与規程

平成16年4月1日

達示第80号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第31条の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第2条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で締結された書面による協定がある場合には、法令又は過半数協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員の同意を得て、当該教職員の本人名義の預貯金口座への振り込みによる方法により支払うことがある。

(俸給)

第3条 教職員の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮し定めるものとする。

(教職員の給与)

第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当及び拠点手当を除いた全額とする。

(俸給表の種類)

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定める。

- (1) 一般職俸給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職俸給表(二)(別表第2)
- (3) 専門業務職俸給表(別表第2の2)
- (4) 教育職俸給表(別表第3)
- (5) 医療職俸給表(一)(別表第4)
- (6) 医療職俸給表(二)(別表第5)
- (7) 指定職俸給表(別表第6)

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級(指定職俸給表の適用を受ける教職員にあつては号俸。)に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。)に定める。

(初任給)

第6条 新たに採用された教職員の受ける俸給は、初任給、昇格、昇給等の基準による。
(昇格及び降格)

第7条 教職員の昇格及び降格は、初任給、昇格、昇給等の基準による。

- 2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあっては、57歳)を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教職員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

(給与の支給日及び支給方法)

第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。

- 2 期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給日は6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。

- 3 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

- 4 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文調査手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。

(俸給の支給)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により

俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員及び国立大学法人職員が即日教職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の暦の日数から勤務時間等規程第11条及び第12条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

(俸給の調整額)

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級に応じた調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

(俸給の特別調整額)

第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

(初任給調整手当)

第13条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とされる教職員（教育職俸給表適用者に限る。）に対し、採用の日から35年以内の期間支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される教職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に必要な事項は国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき6,500円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合

における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を総長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

3 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(都市手当)

第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動(以下この項において「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。

(広域異動手当)

第16条の2 教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき施設間の距離(異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と施設との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当支給をする。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定さ

れている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の6

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 検察官であつた者、給与法適用者等であつた者その他の別に定める者から引き続き教職員となつた者(採用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた教職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により都市手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)
- (2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅(大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から

- 12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員

11, 300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員

13, 700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員

16, 100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員

18, 500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員

20, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員

21, 800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員

22, 700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員

23, 600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24, 500円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、給与法適用者等であつた者から引き続き教職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する施設で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(別に定める教職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額
- 6 通勤手当は、前2項から前項までにより定めた額をもとに支給単位期間の月数で除して得た額を支給する。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 採用(平成18年4月1日以降の採用に限る。)及び勤務場所を異にする異動(以下「採用等」という。)又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、採用等の日から3年以内の期間、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上

特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は国立大学法人京都大学特殊勤務手当支給細則で定める。

(特地勤務手当)

第21条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則(以下「特地勤務手当等支給細則」という。)で定める施設(以下「特地施設」という。)に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で特地勤務手当等支給細則で定める。

- 3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、特地勤務手当等支給細則で定める。

第22条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設が特地施設又は特地勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該教職員には、特地勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から起算して3年を経過する際特地勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 給与法適用者等であつた者から引き続き教職員となって特地施設又は準特地施設に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員(採用の事情等を考慮して特地勤務手当等支給細則で定める教職員に限る。)、その他前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして特地勤務手当等支給細則で定める教職員には、特地勤務手当等支給細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される教職員が第16条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(以下「超過勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日休が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。)における勤務
100分の125

- (2) 前号及び次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- (3) 超過勤務時間が一の給与期間について60時間を超えた勤務 100分の150

(休日給)

第24条 祝日法による休日等(勤務時間等規程第11条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあつては、勤務時間等規程第13条に規定す

る祝日法による休日が勤務時間等規程第11条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）、年末年始の休日等及び創立記念日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

（夜勤手当）

第25条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第26条 宿日直勤務を命ぜられた教職員には宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、宿日直勤務1回につき、4,200円を下回らない額とする。

3 第1項の勤務は、第23条から前条までの勤務には含まれないものとする。

（管理教職員特別勤務手当）

第27条 第12条の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 管理教職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、別に定める額とする。

（期末手当）

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条まで及び附則第6項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日（以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員（第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもののうち総長が指定する第1種及び第2種の区分である教職員（以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第5号において同じ。)において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算適用表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職 (一)	8 級以上	1 0 0 分の 2 0
	7 級・6 級	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
一般職 (二)	5 級	1 0 0 分の 1 0
	4 級	1 0 0 分の 5
	3 級(別に定めるものに 限る。)	
専門業務職	6 級以上	1 0 0 分の 2 0
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 5
	3 級	1 0 0 分の 1 0
	2 級	1 0 0 分の 5
教育職	6 級	1 0 0 分の 2 0
	5 級	1 0 0 分の 1 5 (別に定めるものにあっては 1 0 0 分の 2 0)
	4 級・3 級	1 0 0 分の 1 0 (別に定める 4 級にあっては 1 0 0 分の 1 5)
	2 級・1 級(別に定める ものに限る。)	1 0 0 分の 5
医療職 (一)	6 級以上	1 0 0 分の 1 5
	5 級	1 0 0 分の 1 0
	4 級・3 級	1 0 0 分の 5
	2 級(別に定めるものに 限る。)	
医療職 (二)	6 級以上	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
	2 級(別に定めるものに 限る。)	

(管理職加算適用表)

俸給表	区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I 種	7 級以上	1 0 0 分の 2 5

	Ⅱ種		100分の15
専門業務職	Ⅰ種	5級以上	100分の25
	Ⅱ種		100分の15
教育職	Ⅱ種	5級以上	100分の15
医療職(二)	Ⅱ種	6級以上	100分の15

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定により懲戒解雇された教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則(平成17年達示第34号)附則第2項の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ)をされ、その判決が確定していない場合。
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を

されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第6項第6号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
0	0

- 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第6号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(特定幹部教職員にあつては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額

- 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。

- 5 第28条第4項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第4項」と読み替える。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。
- (期末特別手当)

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0

- 3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。
- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 第29条及び第30条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日

をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの各月の初日において、国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則(以下「寒冷地手当支給細則」という。)に定める支給地域に在勤する教職員(寒冷地手当支給細則に定める教職員を除く。)に支給する。

2 本条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則に定める。

(入試手当)

第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。

(学位論文調査手当)

第33条の3 学位論文調査手当は、京都大学学位規程(昭和33年達示第1号)第3条第1項の学位論文が提出された場合に、同第6条の規定により調査及び試験を行う調査委員に対して支給する。

2 学位論文調査手当の額は、前項の論文1件につき、当該論文の調査及び試験の総括を行う教員1名については、15,000円、その他の教員については10,000円とする。

(遠隔地異動・出向手当)

第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向(以下この条において「異動又は出向」という。)をした場合(これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(次項において「異動又は出向前の支給割合」という。)に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から3年を経過する日までの間支給する。

2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合(当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。)から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合(支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。)を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

(拠点手当)

第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条の4の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。

2 前項の手当の月額は、300,000円までの範囲内の額とする。

3 拠点手当の支給される教員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。

(特定の教職員についての適用除外)

第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第23条から第26条まで

及び第28条から第31条までの規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第23条及び第24条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。

3 第33条の2の規定は、別表第11に掲げる当該学部又は研究科における試験実施責任者として従事する学部長及び研究科長には適用しない。

(委員、顧問等の給与)

第35条 委員、顧問、その他別に定める者については、勤務1日につき、37,900円から19,700円までの範囲内の額とする。

(休職者の給与)

第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ)により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の20を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。

5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

6 就業規則第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事由により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由により休職にされた職員には、給与は支給しない。

8 就業規則第15条第1項第5号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めたときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

9 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、第9条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することがある。

10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第29条及び第30条の規

定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第36条第9項」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)、勤務時間等規程第13条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)又は勤務時間等規程第13条に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び就業規則第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(端数計算)

第38条 前条に規定する勤務1時間あたりの給与額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定するとき、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間あたりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。

(雑則)

第40条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については別に定めることがある。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 当分の間、本規程の別表第1から第6までに定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があった場合は、それらの改訂についても同様とする。

3 成立日の前日に国立大学の職員であった者が異動のため、平成16年4月1日に辞職し、同日、国立大学法人職員等になった場合における離職の取扱いは、その者が平成16年3月31日に離職したものとみなし本規程にて取り扱うこととする。

4 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条に規定する教職員のうち、大

学の成立する日(以下「成立日」という。)において引き続き大学の教職員となった者(以下「承継職員」という。)であって、成立日の前日において京都大学総長から一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条(扶養手当)、第11条の9(住居手当)、第12条(通勤手当)又は第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第14条(扶養手当)、第17条(住居手当)、第18条(通勤手当)又は第19条(単身赴任手当)の規定による認定があったものとみなす。

5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

6 当分の間、教職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定対象教職員の俸給月額(当該特定対象教職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第8項において「俸給月額減額基礎額」という。))

(2) 俸給の特別調整額 当該特定対象教職員の俸給の特別調整額の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 都市手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する都市手当の月額)

(4) 広域異動手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額(第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当

該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

- (6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額（第31条第5項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額（同条第5項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額）

- (7) 遠隔地異動・出向手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する遠隔地異動・出向手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する遠隔地異動・出向手当の月額）

- (8) 第36条第1項から第5項まで、第8項又は第9項の規定により支給される給与当該特定対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第36条第1項 前各号に定める額に100分の20を乗じて得た額

イ 第36条第2項又は第3項 第1号、第3号から第5号まで及び第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第36条第4項 第1号、第3号、第4号及び第7号に定める額に、同項の規定

により当該特定対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第36条第5項又は第8項 第1号、第3号から第5号まで及び第7号に定める額に、同項の規定により当該特定対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第36条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項又は第8項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同条第5項又は第8項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸 給 表	職務の級
一般職（一）	6級
専門業務職	4級
教育職	5級
医療職（一）	6級
医療職（二）	6級

7 前項に規定するもののほか、特定対象教職員以外の者が月の初日以外の日に特定対象教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

8 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条から第25条まで及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第39条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

9 附則第6項の規定が適用される間、第31条第3項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、教職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定幹部教職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定幹部教職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成16年達示第126号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年達示第132号)

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則(平成17年達示第39号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年達示第73号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成17年達示第76号)

この規程は、平成17年11月29日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則(平成18年達示第28号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(総長の定める教職員にあっては、総長の定める期間。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び総長が別に定めるこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年達示第43号)の施行の日において次の各号に掲げる教職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(総長が別に定める教職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(本規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる教職員以外の教職員(次号に掲げる教職員を除く。) 100分の99.59

俸給表	職務の級	号俸
一般職(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職(二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
専門業務職	1級	1号俸から40号俸まで
	2級	1号俸から8号俸まで
教育職	1級	1号俸から44号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

	3 級	1 号俸から 1 2 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 指定職俸給表の適用を受ける教職員 100分の99.44
- (3) 前2号に掲げる教職員以外の教職員 100分の99.83
- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第6条 前条の規定による俸給を支給される教職員に関する第11条ただし書、第28条第4項（第31条第5項において準用する場合を含む。）及び第32条第4項の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年達示第28号）附則第5条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第7条 第11条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員（以下「俸給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額（平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額又はこれに相当するものとして大学が認める額をいう。）に達しないこととなる教職員には、改正後の第11条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

（平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

第8条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則(平成19年達示第21号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第2条 平成20年3月31日までの間においては、第16条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当に関する経過措置)

第3条 第16条の2及び第33条の4の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、第16条の2第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」と、第33条の4第1項中「当該異動又は出向の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動又は出向の日以後」とする。

附 則(平成19年達示第40号)

この規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則(平成19年達示第57号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年達示第67号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第31条第3項の規定の平成19年6月における適用については、同項中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは、「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）」と、平成19年12月における適用については、同項中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）」とする。

(平成19年4月1日から施行日前日までの間における異動者の号俸)

第3条 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、総長が別に定める教職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、総長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

第4条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定に

より、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則(平成20年達示第11号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、改正後の別表第7の規定中第1の項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年達示第21号)による改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「旧規程」という。)別表第7第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、この規程の適用の日以後引き続き旧規程の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合(この規程の適用の日に助教授から准教授となった者及び助手から助教に配置換えとなった者が引き続きこの職務に従事する場合を含む。)における俸給の調整額については、改正後の別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、平成19年3月31日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数と同項に定める数を満たす期間に限るものとする。

附 則(平成20年達示第50号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年達示第6号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)に定める再雇用職員について改正後の第18条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは、「1箇月」とする。
- 3 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)に定める特定医療技術職員、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則(平成20年達示第8号)附則第2項により雇用される特定教員、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)に定める外国人教師及び国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則(平成16年達示第75号)に定める外国人研究員について改正後の第18条の規定を準用する場合並びに国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)に定める有期雇用教職員及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)に定める時間雇用教職員について改正後の第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給する場合においては、当分の間、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年達示第29号)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則(平成21年達示第43号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の国立大学法人京都大学外国人教師就業規則別表第3及び国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部を改正する規則（平成18年達示第25号）附則第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第28条第2項及び第31条第3項の規定の平成21年12月における適用については、第28条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第31条第3項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

附 則（平成22年達示第15号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第6項に規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き通勤手当の支給を受けている教職員（施行日の前日が同条第7項に規定する支給単位期間の末日である教職員を除く。）に係る施行日後最初の支給単位期間の末日までの間における通勤手当については、なお従前の例による。

附 則（平成22年達示第62号）抄

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の国立大学法人京都大学外国人教師就業規則別表第3及び国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部を改正する規則（平成18年達示第25号）附則第2項並びに附則第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（次条において「改正後の給与規程」という。）第28条第2項、第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の規定の平成22年12月における適用については、第28条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、第32条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の150」と、附則第9項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、当該教職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において国立大学法人京都大学教職員給与規程第8条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この

項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。